

飯島町中小企業等に対する生産性向上支援事業交付金交付 Q & A

※このQ & Aは交付要綱を補足するため作成しております。ご不明な点がございましたら、役場産業振興課商工観光係（TEL：86-3111 MAIL：sangyousinkou@town.iijima.lg.jp）までお問い合わせください。

Q 1：申請方法を教えてください。

A 1：必ず交付要綱及び本Q & Aをご確認の上、様式第1号交付申請書に必要書類を添付して、飯島町役場産業振興課商工観光係へご提出ください。申請方法は、紙、メール添付のいずれかをお願いします。その後、書類の精査を行い、交付決定通知をお送りすることとなりますので、交付決定後に事業着手を行ってください。

【添付確認表】

- 11_様式第1号_交付申請書
- 12_別紙（事業計画書・予算書）
- 見積書の写し
- 町内で事業を営んでいることが証明できる書類（※飯島町商工会員は省略可）
- 省エネ機器であることがわかる証明書類（区分Bの場合）

Q 2：飯島町民ですが店舗は町外です。申請できますか？

A 2：申し訳ございませんが、町内に事業所等を有する事業者（個人・法人問わず）に限らせていただきます。

Q 3：個人事業主ですが、住宅兼店舗の設備の更新は対象となりますか？

A 3：専ら事業用の設備は対象となりますが、住宅と案分して使用しているような設備は対象となりません。

Q 4：交付対象経費の区分Aと区分Bの違いは？

A 4：【区分A】はソフト事業を想定しており、事業完了後に償却資産として計上しないものとします。例として、自社ホームページやECサイトの構築、従業員の勤怠管理システムの導入など、ITツールを導入することで販路拡大や業務効率化による省力・省人化によって生産性を向上させる取り組みとなります。

一方、【区分B】はハード事業を想定しており、事業完了後に償却資産として計上するものとします。例として、工場のエアコンの更新や蛍光灯のLED化、業務用冷蔵庫の更新など、省エネルギー機器等の購入や更新等を行うことで、一層の業務の効率化と電気料金の節約を図る取り組みとなります。

Q 5：交付対象経費の区分Aと区分Bを兼ねて申請することはできますか？

A 5：申し訳ございませんが、どちらか一方のみを選択してください。また、より多くの事業者の皆さまにご活用いただきたいため、1事業者につき1回限りの申請としております。

Q 6：複数の設備の導入を予定しています。申請することはできますか？

A 6：複数の設備でも交付対象経費の要件を満たしていれば可能です。例えば、区分Bで業務用冷蔵庫1台と店舗エアコン設置にかかる経費の合計として申請いただくことができます。ただし、要件を満たさない場合には申請書の修正をお願いする場合がございます。

Q 7：区分Bの省エネの基準はありますか？

A 7：トップランナー基準を満たす最新の目標年度に対する省エネ基準達成率が100%以上となる製品・設備となります。購入する販売店もしくはメーカーが発行するカタログや仕様書、証明書で判断します。なお、要綱第4条にあるように中古機器は省エネ基準の如何を問わず補助対象外となります。

【参考：省エネ基礎知識】

https://seihinjyoho.go.jp/frontguide/pdf/guide_seihinjyoho_2024.pdf?update=20241129

【このマークが目印】



「2015年省エネ法基準適合／グリーン購入法適合（APF基準）」などの標記で確認。

Q 8：設備導入にかかる設置工事費等は対象となりますか？

A 8：対象となります。ただし、要綱第4条にあるように導入後のランニングコストや管理費に充てることはできません。また、設置工事に付随する消耗品の購入なども対象ではありません。

Q 9：顧客獲得のためのイベントを計画していますが申請できますか？

A 9：一過性のイベント等は対象となりません。

Q 10：ホームページではなく、会社パンフレットの制作を考えていますが対象となりますか？

A 10：顧客獲得のためのツールであると考えますが、パンフレットの制作・配布だけでは業務の効率化等に直結しないことから対象外とします。同様の理由からフリーペーパーやSNS等への広告掲載料も対象外となります。

Q 11：ホームページ制作のみでは業務効率化に直結しないと考えるが？

A 11：会社の顔であるホームページも、情報を最新のものに更新したり、情報発信をしていかなければ効果は限定的です。事業計画書に制作するホームページをどのように活用して受注や取引数をどのように増やしていくのか展望を記載していただきます。

Q12：省エネ基準を満たしていればパソコンやタブレット本体も対象となりますか？

A12：汎用性の高いパソコンやタブレットは原則的に対象となりません。ただし、生産性向上のために導入する【区分A】のシステム作動に高性能なパソコンを要する場合には、その理由を記載いただき、申請後に判断させていただきます。

Q13：交付対象経費に下限（15万円）を設けている理由は？

A13：昨今の物価高騰等の影響により中小企業等の収益性が伸びない中、設備投資を先送りせざるを得ない事業者の皆様の手助けとなればと思い本交付金を施行します。そのため、一定金額以下の設備投資は補助の対象外といたしました。ご理解ください。

Q14：実績報告について教えてください。

A14：様式第5号実績報告書に必要書類を添付してご提出をお願いします。その際、事業が完了したことを確認するため、事業者への支払い書類（領収書や振り込み依頼書の写し）、また導入した設備が申請どおりであるか確認のため（設備の写真等）を添付いただくこととなります。

【添付確認表】

- 21_様式第5号_実績報告書
- 22_別紙（事業報告書・決算書）
- 領収書等の写し
- 導入の確認のため、設備の写真等

Q15：実績報告が令和9年2月28日を過ぎてしまいそうだ。

A15：本交付金の対象期間は交付決定後から令和9年2月28日までに実績報告ができるものに限らせていただきます。

理由として本交付金は国の交付金を活用して実施しますので、次年度へ繰り越すことができません。町は令和9年3月末日までには、申請者へ交付金の振込を完了しなければなりません。そのため、納期の遅れ等により事業が期限までに完了できず、実績報告が遅れることになった場合には、変更申請又は取り下げを行っていただく必要があります。そういった状況が判明した場合には速やかに飯島町役場産業振興課商工観光係へご相談ください。

Q16：申請前に着手している取組みも対象となりますか？

A16：対象となりません。必ず申請後、交付決定を受けてから着手をお願いします。なお、本交付金は国の交付金を活用して実施しますので、予算上限に達したところで受付を終了します。

その他、不明な点がございましたら産業振興課商工観光係へご相談ください。本Q&Aに除外してまいります。